

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化のための税制上の 所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税1)
		② 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【 <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長】 【 <input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 主管 <input type="checkbox"/> 共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化に資するものとして、一定の要件を満たすことについて、防衛大臣が認める設備投資を行った場合、その事業年度の法人税額からの設備投資費の特別控除(5%)、又は当該資産に係る特別償却(30%)を可能とする特例を新設。
		《関係条項》 —
5	担当部局	防衛装備庁装備政策部装備政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和5年4月～令和8年3月
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	3年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 防衛産業におけるサイバーセキュリティ体制を強化し、安全性・信頼性の高い装備品等の安定的な供給を確保することによって自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つこと。 《政策目的の根拠》 1 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)第3章の1の(1) 2 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅳの3の(5) 3 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲの2の(5) 別紙第1参照
		② 政策体系における政策目的の位置付け 防衛省における政策評価に関する基本計画についてに規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 別紙第2参照 基本目標: ①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国に

			<p>とって望ましい安全保障環境を創出②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化</p> <p>政策分野：我が国自身の防衛体制の強化 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項 施 策：産業基盤の強靱化</p>												
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>自衛隊の運用する装備品等の開発、製造、維持整備等は、契約に基づき民間事業者（防衛産業）が行っているところ。近年、防衛産業に対するサイバー攻撃のリスクが著しく増大しており、特に、不正アクセスによる情報窃取等の攻撃が、対策の手薄な海外拠点等を経由して行われる傾向にある。このため、防衛省は、装備品等の調達に当たって事業者を求める基準として「防衛産業サイバーセキュリティ基準」（令和4年）を定め、防衛産業におけるサイバーセキュリティ体制の強化を推進しているところ。日々その様を変えるサイバー攻撃に迅速かつ的確に対処するためには、サイバーセキュリティ体制の強化に事業者が自ら積極的に取り組み、より強固な対策を取ることに付いて、インセンティブを設けることが必要不可欠である。</p> <p>かかる観点から、防衛産業に対して、サイバーセキュリティ体制の強化に資する設備投資についての税制上のインセンティブを設けることにより、装備品等の製造等の現場におけるセキュリティ器材の増設や安全性・信頼性の高いシステム器材の導入を促進し、もってサイバーセキュリティ体制を強化する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>自衛隊は装備品等を運用して初めてその能力を発揮することが可能となる事実を踏まえれば、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制が強化されることは、装備品等の安全性・信頼性とその供給の安定性を向上することから、自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与する。</p>												
10	有効性等	① 適用数	<p>（新設を要望する措置であり、推計を記載。推計根拠は別紙第3参照。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3 (2021)</th> <th>令和4 (2022)</th> <th>令和5 (2023)</th> <th>令和6 (2024)</th> <th>令和7 (2025)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>650</td> <td>650</td> <td>650</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税の税額控除及び特別償却は選択制であるところ、試算上、全社が税額控除を選択するものと仮定。</p>		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	件数	0	0	650	650	650
	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)										
件数	0	0	650	650	650										
		② 適用額	<p>（新設を要望する措置であり、推計を記載。推計根拠は別紙第3参照。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3 (2021)</th> <th>令和4 (2022)</th> <th>令和5 (2023)</th> <th>令和6 (2024)</th> <th>令和7 (2025)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額 (億円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税の税額控除及び特別償却は選択制であるところ、試算上、全社が税額控除を選択するものと仮定。</p>		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	金額 (億円)	0	0	65	65	65
	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)										
金額 (億円)	0	0	65	65	65										

		<p>③ 減収額</p>	<p>(新設を要望する措置であり、推計を記載。推計根拠は別紙第3参照。)</p> <table border="1" data-bbox="596 300 1402 454"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3 (2021)</th> <th>令和4 (2022)</th> <th>令和5 (2023)</th> <th>令和6 (2024)</th> <th>令和7 (2025)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額 (億円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3.25</td> <td>3.25</td> <td>3.25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税の税額控除及び特別償却は選択制であるところ、試算上、全社が税額控除を選択するものと仮定。</p>		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	金額 (億円)	0	0	3.25	3.25	3.25
	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)										
金額 (億円)	0	0	3.25	3.25	3.25										
		<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本件措置を講ずることにより、防衛産業において、令和5年度以降、対象額の規模(検討中)により、サイバーセキュリティ体制の強化のための設備投資に対するインセンティブが生じ、装備品等の安全性・信頼性の向上、及びその安定的な供給の確保に繋がる。この結果、自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するものと期待される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本件措置が講じられなかった場合、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制の強化のための取組が十分になされず、サイバー攻撃に対する脆弱性が残置されてしまうことが考えられる。その結果として、近年、毎年度約2兆円もの国費を投じて調達している装備品等が供給されなくなる、又は機能・性能が損なわれ、その運用に支障をきたす事態が生じるおそれがある。</p>												
		<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>本件措置を講ずることにより、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制の強化のための設備投資が促進されることから、装備品等の安全性・信頼性の向上、及びその安定的な供給の確保に繋がる。この結果、自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するから、税収減を是認する効果があるといえる。</p>												
<p>1 1</p>	<p>相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>サイバー攻撃は、日々その手法が高度化・巧妙化するものであって、これによる被害を防ぐためには、対策を継続的に更新していく必要がある。本件措置は、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制を強化するための設備投資を長期にわたり持続的に促進するものであるとともに、その対象は、必要な基準に適合する設備投資を行うことについて、防衛大臣が認める事業者に限定されていることから、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p>												
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>令和5年度予算概算要求において、以下の予算要求を検討中。 ○ サイバーセキュリティ強化支援のための補助金 (検討中)</p>												
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本件措置に応じて地方公共団体からの協力を受ける内容はない。</p>												

12	有識者の見解	特例適用企業等の範囲の明確化を含め、企業にとって防衛省との取引を行うことへのインセンティブとなるような方向での検討を期待する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

1 経済財政運営と改革の基本方針2022（抄）

（ 令和 4 年 6 月 7 日
閣 議 決 定 ）

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

(1) 外交・安全保障の強化

国際社会では、米中競争、国家間競争の時代に本格的に突入する中、ロシアがウクライナを侵略し、国際秩序の根幹を揺るがすとともに、インド太平洋地域においても、力による一方的な現状変更やその試みが生じており、安全保障環境は一層厳しさを増していることから、外交・安全保障双方の大幅な強化が求められている。（中略）

装備品の取得に関し、国内の防衛生産・技術基盤を維持・強化する観点を一層重視するとともに、基盤強化のために装備移転に係る見直しを含めた所要の制度整備を行うなど、より踏み込んだ取組を検討する。

質の高い自衛隊員の十分な確保や処遇改善等を通じて人的基盤を強化するとともに、在日米軍再編及び基地対策の推進等を図る。

こうした様々な取組を積み上げ、将来にわたり我が国を守り抜く防衛力を構築する。

（以下略）

2 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱 について(抄)

（ 平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日
国 家 安 全 保 障 会 議 決 定
閣 議 決 定 ）

IV 防衛力強化に当たっての優先事項

3 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項

(5) 産業基盤の強靱化

我が国の防衛産業は、装備品の生産・運用・維持整備に必要不可欠の基盤である。高性能な装備品の生産と高い可動率を確保するため、少量多種生産による高コスト化、国際競争力の不足等の課題を克服し、変化する安全保障環境に的確に対応できるよう、産業基盤を強靱化する必要がある。

（以下略）

3 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について（抄）

（ 平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日
国 家 安 全 保 障 会 議 決 定
閣 議 決 定 ）

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項

(5) 産業基盤の強靱化

装備品の生産・運用・維持整備にとって必要不可欠である我が国の防衛産業基盤を強靱化す

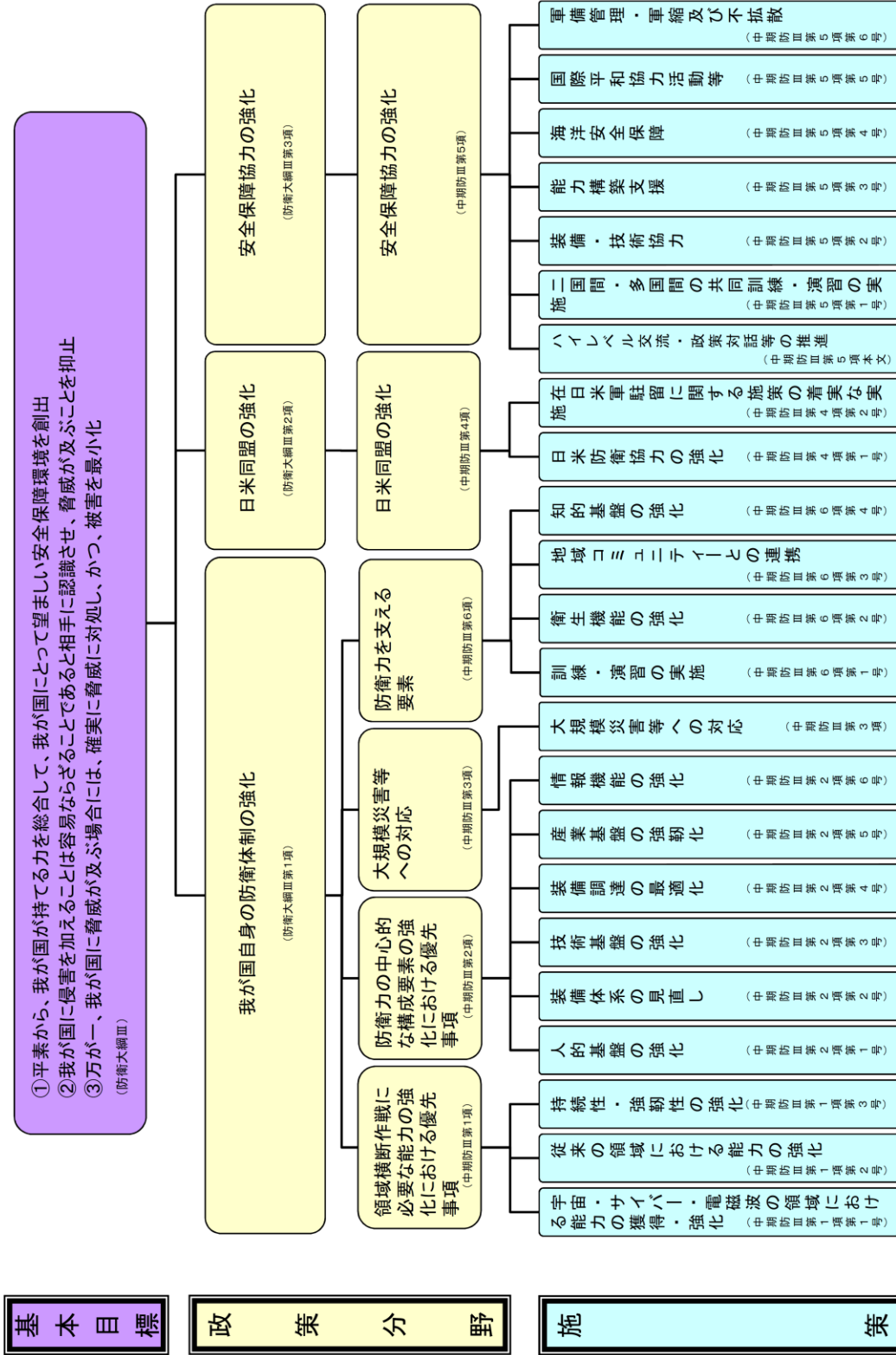
るため、競争環境に乏しい我が国の防衛産業に競争原理を導入し、民生分野の知見及び技術を取り入れ、装備品に係るサプライチェーンを強化するなど、政府として主体的な取組を推進する。

(中略)

我が国の防衛産業が国際的な取引を行うために必要となる情報セキュリティに係る措置の強化及び防衛産業を対象とした情報保全指標の整備を行う。

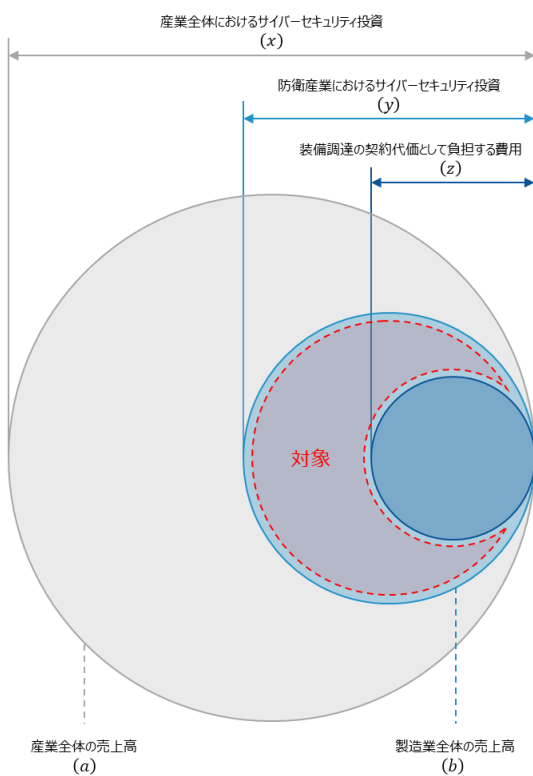
(以下略)

防衛省の政策評価における政策体系



注1.本体系において「防衛大綱」とは、平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)別紙をいうものとする。
 注2.本体系において「中期防」とは、中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)別紙をいうものとする。

防衛産業サイバーセキュリティ税制(仮称)の対象額・減収額の推計について



考え方

防衛産業サイバーセキュリティ税制(仮称)の対象とする設備投資は、防衛産業におけるサイバーセキュリティ体制の強化のための設備投資であって、国が装備調達の契約代価として負担すべき費用を除いたもの。^{※1}

- ※1 防衛部門システムと社内ネットワーク上で接続する民生部門システムに関する設備投資や、防衛省が定める基準^{※2}よりも高い基準による設備投資等
- ※2 令和4年3月、防衛省は、米国における国防産業向け基準に相当する「防衛産業サイバーセキュリティ基準」(以下「新基準」という。)を策定し、令和5年度以降の調達に順次適用。

推計

- x … 産業全体におけるサイバーセキュリティ投資(ハードウェア/ソフトウェア)
統計^{※1}によると、6,810億円(令和2年度推定値)
- y … 防衛産業におけるサイバーセキュリティ投資
産業全体におけるサイバーセキュリティ投資に対して、産業全体の売上高に占める製造業全体の売上高の割合を乗じて算出する。
 $y = x \times b/a$
- a … 産業全体の売上高
統計^{※2}によると、1,362兆4,696億円(令和2年度)
- b … 防衛産業全体の売上高
推計(次頁)により、133兆448億円(令和2年度)
- z … 装備調達に契約代価として負担する費用
企業ヒアリング等をもとに積算した新基準対応経費は、600億円
※ 令和5年度の設備投資額推計値のある令和2年度と同程度という仮定の下。
※ 法人税の税額控除及び特別償却は選択制であるところ、試算上、全社が税額控除を選択するものと仮定。

$$\begin{aligned} \text{(対象額)} &= y - z \\ &= x \times b/a - z \\ &= 665 \text{ [億円]} - 600 \text{ [億円]} \quad \dots\dots 65 \text{ 億円} \\ \text{(減収額)} &= \text{(対象額)} \times \text{(税額控除率 } 5\% \text{)}^{(P1)} \\ &= 65 \text{ [億円]} \times 0.05 \quad \dots\dots 3.25 \text{ 億円} \end{aligned}$$

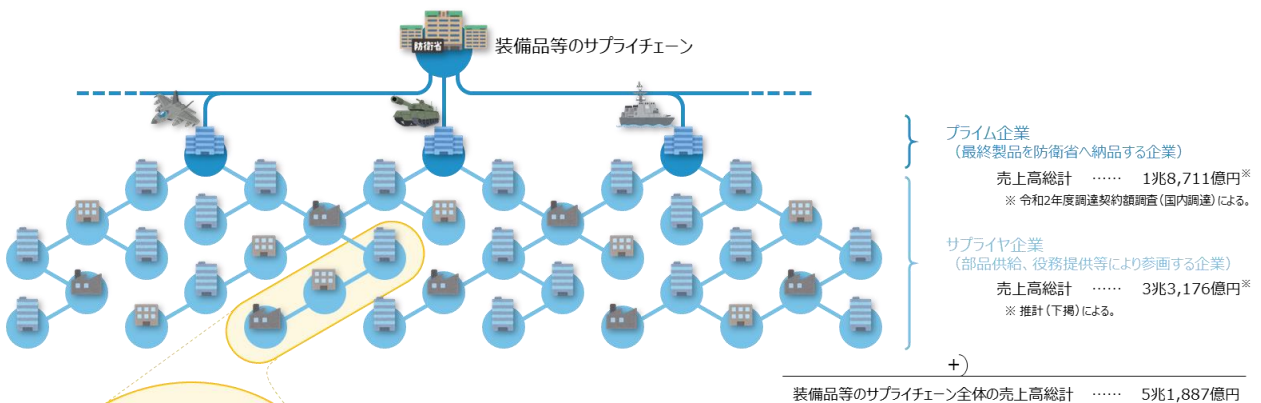
さらに、1社あたり1千万円の設備投資があると仮定すれば、適用件数は650社/年。

※1 国内情報セキュリティ市場2020年度調査報告書(2021年6月23日 JNSA調査研究会セキュリティ市場調査WG)
※2 「第1表 売上高の推移」年次別法人企業統計調査(令和2年度)(令和3年9月1日財務省)

防衛産業全体の売上高の推計について

考え方

装備品等の調達に際しては、その多くについて原価計算方式により必要な費用を積算して適正な価格を計算しているところ。かかる価格構成において、サプライヤ企業に対して更に発注・委託され、支出される金額の割合をもとに、装備品等のサプライチェーン全体の売上高の総計を推計した上で、防衛依存度(平均3.9%)をもとに、防衛産業全体における(民生事業を含む全社的な)売上高の総計を推計する。



推計

a_i … ある装備品等について、 i 次サプライヤにおける当該装備品等に関する部品供給、役務提供等の売上高
 r … 受け取った代金のうち、サプライヤ企業に対して更に発注・委託され、支出される金額の割合 ($r = 0.7$ と仮定)

このとき、 $a_{i+1} = r a_i$ であるから、4次サプライヤまでを対象とする前提の下、 $\sum_i a_i = \sum_i r^i a_0 = a_0 \sum_i r^i = a_0 \frac{1-r^{4+1}}{1-r}$ となり、

$$\begin{aligned} \text{(防衛産業全体の売上高)} &= a_0 \frac{1-r^{4+1}}{1-r} \div 0.039 \\ &= 18,711 \text{ [億円]} \times \frac{1-0.7^5}{1-0.7} \div 0.039 \\ &= 51,887 \text{ [億円]} \div 0.039 \quad \dots\dots 133兆448億円 \end{aligned}$$